

提出順	14	発言順	9	令和 6 年 6 月 3 日
				午前・午後 8 時 46 分受領

(3 枚中No. 1)

令和 6 年 6 月 3 日

(宛先) 安曇野市議会議長 松枝 功

安曇野市議会議員 井 出 勝 正

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 6 月定例会		
発言の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一問一答 <input type="checkbox"/> 一括質問一括答弁	質問 時間	20 分
答弁を求める者	<input checked="" type="checkbox"/> 市 長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 教育長 <input type="checkbox"/> 他 ()		
	担当部長 <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 市民生活部 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 保健医療部 <input type="checkbox"/> 農林部 <input type="checkbox"/> 商工観光スポーツ部 <input type="checkbox"/> 都市建設部 <input type="checkbox"/> 危機管理監 <input type="checkbox"/> 上下水道部 <input type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 他 ()		
質問事項	福祉医療給付費等について		
質問の要旨 (具体的に記載してください) (1) 福祉医療給付費制度の対象範囲を見直し、精神障がい者にも入院費助成を ① 入院費助成が「身体障がい」や「知的障がい」と同じようにできないのはなぜか。 ② 精神障がい者に「身体障がい」や「知的障がい」と同様に助成できないのはなぜ差別ではないのか。また、「広報あづみの」(4月号)との「心がけから義務へ」の整合性はどうか。 ③ 実施されている市町村では「身体障がい」や「知的障がい」と同じように差別なく自然に入院費助成もなされるものと考えていた。このような実施市町村の対応をどのように考えるのか。 ④ 千曲市は、精神障がい者への入院費助成をこの8月から実施する。「精神障がい者」担当の障害福祉課等で「家族会」等の皆さんと懇談し、理解促進の取り組みを重ねてきた結果だ。安曇野市も同様の取り組みをしてきた。JRや大手私鉄も精神障がい者の30年来の悲願に応え運賃割引に踏み出す。実施を決断すべき時期に来ているのではないか。入院費助成ができないというなら県への実施を強く求め、精神障害者や家族会などの思いに応えるべきではないか ⑤ 「精神障がい者の福祉医療を実現する長野県民会議」も協賛する長野県精神保健福祉士協会主催の「精神障がい者の福祉医療を考える公開講座」が、6月22日に予定されている。このような講座に担当者を派遣し、精神障がい者の実情や県全体の福祉医療の実態を研修すべきではないか。 (2) 長野市では1レセプト500円について来年度から負担を求めないと聞く。安曇野市できない理由があるのか。また補聴器購入助成を実施している自治体では助成を求める要望が強く、当初予算を消化し補正を組んだことや地域の活性化にもつながり高齢者のコミュニケーションが増え、認知症予防の効果もあるとの説明をいただいた。これらを参考に市も実施すべきではないか。			

提出順	14	発言順	9	令和 6 年 6 月 3 日
				午前・午後 8 時 46 分受領

(3 枚中No. 2)

令和 6 年 6 月 3 日

(宛先) 安曇野市議会議長 松枝 功

安曇野市議会議員 井 出 勝 正

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 6 月定例会		
発言の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一問一答 <input type="checkbox"/> 一括質問一括答弁	質問 時間	分
答弁を求める者	<input type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 教育長 <input type="checkbox"/> 他 ()		
	担当部長 <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 市民生活部 <input checked="" type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 保健医療部 <input type="checkbox"/> 農林部 <input type="checkbox"/> 商工観光スポーツ部 <input type="checkbox"/> 都市建設部 <input type="checkbox"/> 危機管理監 <input type="checkbox"/> 上下水道部 <input type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 他 ()		
質問事項	訪問介護報酬引き下げに対して		
質問の要旨 (具体的に記載してください) 訪問介護報酬が引き下げられ、訪問介護事業所への支援を検討すべきではないか。 日本共産党安曇野市議団は 3 月議会にて猪狩議員の一般質問で取り上げ、介護保険料の引き上げに反対し、訪問介護報酬の引き下げによって訪問介護事業所の経営も厳しくなると指摘し引き下げにも反対した。しかし訪問介護報酬の引き下げがこの 4 月から実施され、市内の訪問介護事業所から切実な状況がよせられている。猪狩議員への答弁では、市内の事業所への影響は見えないような答弁だったが、そのような認識でよいのか。在宅で訪問介護が受けられなくなったら介護を必要とする要介護者や家族はどうすればよいのか。 市内の訪問介護事業所の実情を早急に聞き取り調査し、市として必要な支援を検討すべきではないか。また国に対して訪問介護報酬の引き下げの撤回はもちろん報酬引き上げを求めていくべきではないか。			

提出順	14	発言順	9	令和 6 年 6 月 3 日
				午前・午後 8 時 46 分受領

(3 枚中No. 3)

令和 6 年 6 月 3 日

(宛先) 安曇野市議会議長 松枝 功

安曇野市議会議員 井 出 勝 正

一般質問発言通告書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 6 年安曇野市議会 6 月定例会		
発言の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 一問一答	<input type="checkbox"/> 一括質問一括答弁	質問時間 分
答弁を求める者	<input checked="" type="checkbox"/> 市長 <input type="checkbox"/> 副市長 <input type="checkbox"/> 教育長 <input type="checkbox"/> 他 ()		
	担当部長 <input checked="" type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 政策部 <input type="checkbox"/> 市民生活部 <input type="checkbox"/> 福祉部 <input type="checkbox"/> 保健医療部 <input checked="" type="checkbox"/> 農林部 <input type="checkbox"/> 商工観光スポーツ部 <input type="checkbox"/> 都市建設部 <input type="checkbox"/> 危機管理監 <input type="checkbox"/> 上下水道部 <input type="checkbox"/> 教育部 <input type="checkbox"/> 他 ()		
質問事項	「新農業基本法」「食料供給困難事態対策法案」について		
質問の要旨 (具体的に記載してください) 「食料・農業・農村基本法改正案」(新農業基本法)と「食料供給困難事態対策法」(対策法)について「大規模自然災害や異常気象を想定したもので、戦争事態はわからない。国会の動向を注視する」という答弁があったが、国会の動向や可決された法案との関連について質問する。 ①「秘密保護法」(「防衛、外交、スパイ活動、テロ活動」に限定)が経済分野にまで拡大される「経済秘密保護法」(重要経済安保情報保護法)が成立した。公務員から民間人や研究者までが対象となり、個々人の適正評価が警察や公安調査庁を使って徹底的に調査され、そのデータは永続的に記録される。市長は滝川事件につながる者としての学問研究の一端を披歴された。経済分野は幅広く、水道や交通、食糧問題などインフラにまで及ぶ。この法律との関連をどのように考えるか。 ② 自民党の憲法改正案では緊急事態条項の導入が主張されていたが、今国会では自然災害や感染症を口実に、政府による地方公共団体への「指示権」を盛り込んだ地方自治法改正案が衆議院で可決され、今国会で通過しようとしている。戦争の反省から日本国憲法には「第 8 章 地方自治」が謳われ、地方公共団体と国は「協力・対等」の関係となった。この法律によって国は地方自治体に口出しができ、国の施策遂行のためには強権が発動できることになる。このような国のやり方をどのように考えるか。「対策法」案の「要請」は、「指示権」によって「強制」になるのではないか。 ③ このような今国会の動向や関連法、更に「食料供給困難事態対策法」が戦前の「農地作付統制規則」にある「農林大臣の指定する作物以外の農作物の作付を為すことを得ず」と同じことから、「新農業基本法」や「対策法」は、「戦争する国」へと舵を切るものではないのか。 ④「新農業基本法」の柱に国民のいのちの保障である「食料自給率の向上」を据えさせ、「食料供給困難事態対策法」が農作物生産者への「強制」となることに反対し、引き続き農家やJAなど農業団体はもちろん、県や他自治体とも連携して国に強く求めて行くべきではないか。			